

政令第三百二十三号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項（二）中「もの」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の（二）のAに掲げる物品のうちスイス協定附属書一の付録一の第二節の日本国の表の5欄にQc)を掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（四）中「物品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の（二）のAに掲げる物品のうちスイス協定附属書一の付録一の第二節の日本国の表の5欄にQe)を掲げる品目に分類されるもの」を加える。

別表第一の八の項（二）中「物品」の下に「のうちオーストラリア協定附属書一の第三編の第二節の日本国の表の5欄に38)を掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（八）中「もの」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の（二）のAに掲げる物品のうちオーストラリア協定附属書一の第三編の第二節の日本

国の表の5欄に(47)を掲げる品目に分類されるもの」を加える。

別表第一の九の項(二〇)中「並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品」を、「同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品並びに関税率表第〇四〇三・二〇号及び第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ―JP 20に掲げる品目に分類されるもの」に改め、同項(二一)中「もの」の下に「及び関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の22のTWQ―JP 22に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項(二七)中「物品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の23のTWQ―JP 23に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項(二八)中「物品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の19のTWQ―JP 19に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項(三〇)中「限る。」の下に「及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定

附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ―JP 28に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項(三一)中「物品」の下に「及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ―JP 29に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項(三二)中「小麦粉調製品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の2のTWQ―JP 2に掲げる品目に分類されるもの」を加える。

別表第一の十の項中「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」の下に「(以下「欧州連合協定」という。)」を加え、同項(九)中「並びに第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のII」を、「第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のII」に改め、「限る。」の下に「並びに関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の16のTRQ―15に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項(一一)中「」並びに「を」に改め、「同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品」の下に「並びに関税率表第〇四〇三・二〇号及び第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の12のTRQ―11に掲げる品目に分

類されるもの」を加え、同項（一五）中「限る。」の下に「及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の15のTRQ―14に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（一六）中「小麦粉調製品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の（二）のAに掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の4のTRQ―3に掲げる品目に分類されるもの」を加える。

附 則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。